高圧ガス事業者の皆様へ ~適切な管理をお願いします~

高圧ガスの製造・貯蔵・販売・消費等、高圧ガスの取扱い形態に応じて、それぞれ必要となる手続きや守っていただく事項があります。

ここでは、高圧ガスを貯蔵する事業者が、事業開始後に必要となる手続きや継続的に守っていただく内容の一部を掲載しています。ご参照のうえ、適切な管理をお願いします。

貯蔵する者(第一種貯蔵所・第二種貯蔵所)

法:高圧ガス保安法

No.	項目	時期		備考
1	事業の承継	・貯蔵所が譲渡又は引渡しとなった	・承継者は承継の手続きが必要とな	法第17条
	予不り不配	場合。	りますので、承継者にその旨を伝え	等
		70 L 0	てください。(被承継者は手続き不	,1
			要です。)	
2	施設の変更	 ・完成検査を受けた(届出をした)	・変更手続きが必要となる場合があ	法第19条
	加州的交叉	貯蔵所のうち、位置・構造・設備を	りますので、事前に窓口あて連絡く	IZATION
		変更する場合。	ださい。	
3	施設の廃止	・施設を廃止した場合。	・廃止の手続きが必要となります。	法第21条
4	保安教育	・随時	・従業員に対し、取り扱う高圧ガス	法第27条
			に応じた保安教育を実施し、その記	
			録を保存してください。	
			【参考図書】	
			 保安教育計画の指針(高圧ガス保安	
			協会)	
5	火気等の制	・常時	・事業者が指定する場所で火気を取	法第37条
	限		り扱うことはできません。	
			・事業者の承諾を得ないで発火しや	
			すいものを携帯して火気制限場所	
			に立ち入ることはできません。	
			★事業者が主体となって管理する	
			必要があります。	
6	帳簿の管理	・随時	・帳簿を備え、必要な事項を記載の	法第60条
			うえ保存する必要があります。	
			【記載すべき内容】	
			①授受した高圧ガス容器の記号、番	
			号、高圧ガスの種類、圧力(液化ガ	
			スの場合は質量)、充塡年月日	
			②異常があった場合の年月日、とっ	
			た措置	
			【保存期間】	
			① 2 年間 ② 1 0 年間	

No.	項目	時 期	必要な対応	備考
7	事故発生の	・高圧ガスに係る災害が発生した場合。	・速やかに事故発生の届出が必要と	法第63条
	届出	・高圧ガス/容器を喪失又は盗まれた	なります。	
		場合。		
8	代表者等の	・代表者、本社所在地等の変更があ	・変更後、遅滞なく届出が必要とな	千葉市高圧
	変更	った場合。	ります。	ガス保安法
				施行細則第
				19条

高圧ガスに関する窓口

【所在地・連絡先】

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-2-1 セーフティちば4階

千葉市消防局予防部指導課保安係

電話: 0 4 3 - 2 0 2 - 1 6 7 2 FAX: 0 4 3 - 2 0 2 - 1 6 7 9 E-mail: shidoho@city.chiba.lg.jp

お越しの際は事前にご連絡ください。

【手続き方法】



貯 蔵

【電子申請】







手数料なし